

# 仕 様 書

缶売払いについて、売主である札幌市を「発注者」とし、買主を「受注者」として、次のとおり仕様を定める。

## 1 売払い品

発注者が収集・選別し、圧縮処理されたアルミ缶もしくはスチール缶を、受注者は、発注者の指示に従いその全量を引き受けるものとする。

(1) アルミ缶 375 トン/月 (予定)

(2) スチール缶 169 トン/月 (予定)

※ 収集量により売払い量は増減することがある。

## 2 契約期間

令和7年1月1日から令和7年1月31日まで

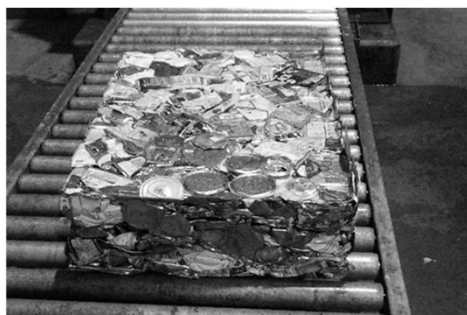
## 3 売払い品規格等 (概数)

	引渡し場所	圧縮寸法 (m)	重量 (kg)
アルミ缶 (プレスブロック)	中沼資源選別センター	0.65×0.65×0.23	30
	駒岡資源選別センター	0.65×0.45×0.20	20
スチール缶 (プレスブロック)	中沼資源選別センター	0.65×0.65×0.23	70
	駒岡資源選別センター	0.65×0.45×0.20	40

【参考写真】



アルミ缶プレス (中沼)



スチール缶プレス (駒岡)

## 4 引渡し場所 (2カ所)

(1) 中沼資源選別センター (札幌市東区中沼町45-24)

(2) 駒岡資源選別センター (札幌市南区真駒内129-30)

## 5 引渡し期間等

(1) 引渡し期間

令和7年1月1日から令和7年1月31日まで

(ただし、原則として土曜日、日曜日、1月1日～1月3日は引渡しを行わない。)

(2) 積込み時間

午前9時00分から午後4時30分まで

(ただし、発注者の都合により積込み時間を変更する場合がある。)

(3) 引渡し頻度

各選別センター週4回程度

(詳細は、各選別センターの指示に従うこと。)

## 6 搬出

受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、資源選別センターの運転に支障がないように、速やかに売払い品を搬出すること。

(1) 積込み作業

売払い品の積込みは、受注者が行うものとする。なお、積込みに必要な機材(フォークリフト及びパレット)は、発注者が貸与する。この場合、受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 有資格者の派遣

受注者は、搬出にあたる作業従事者(運転手等)について、必要な法規上の有資格者を派遣するとともに、作業従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

(3) 搬出車両

受注者は、搬出にあたっては、軸間距離8メートル以下で、積載量10トン程度の車両で搬送を行うこと。(20トントレーラーは不可)

(4) 作業の代行

受注者は、積込み・搬出の作業を委託業者に代行させる場合、毎回の作業時に必ず立ち会うこと。

(5) その他

ア 受注者は、搬出にあたっては、汚水及び臭気に十分注意をするとともに、必要な対策をとること。また、積込み完了後、発注者の積込み場を清掃し、常に清潔に保つこと。

イ 受注者は、搬出にあたっては、各資源選別センターと十分に打ち合わせを行うとともに、その指示に従うこと。

## 7 数量の確認

(1) 搬出重量は、各資源選別センターの計量所において計量した往路の風袋重量と復路

の総重量の差し引きによるものとし、受注者は計量伝票により、発注者は計量データにより確認する。

- (2) 売り払い量は、契約期間終了後の翌営業日に発注者から送付する搬出実績量確認書により確定するものとする。
- (3) 計量するときは、受注者は発注者の指示に従うこと。

## 8 売買代金

- (1) 契約単価  
契約単価に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。
- (2) 搬出量  
合計搬出量に、100kg未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。
- (3) 売買代金  
売買代金に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。
- (4) 納入方法
  - ア 発注者は、前条により計量した契約期間中の搬出実績数量に基づき、翌月に受注者に対して納入通知書を送付する。
  - イ 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入すること。

## 9 環境負荷低減に関する事項

- (1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、次の事項に留意すること。
  - ア 極力、低公害車等環境に負荷の少ない車両を使用すること。
  - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
  - ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

## 10 その他

アルミ缶及びスチール缶の搬出及び再資源化に向けた処理については、信義をもって誠実に行うこと。

## 11 担当

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課 電話 011-211-2928 (担当：原)